

平成26年 6 月 定例市議会 議案集

(平成26年 6 月 2 日 提出)

- 議案第 4 号 平成26年度延岡市一般会計補正予算 (別冊)
- 議案第 5 号 延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第 6 号 延岡市税条例等の一部を改正する条例の制定
- 議案第 7 号 延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第 8 号 延岡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第 9 号 延岡市浜木綿村条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第10号 延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第11号 延岡市須美江家族旅行村条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第12号 延岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定
- 議案第13号 宮崎県北部広域行政事務組合規約の変更に関する協議
- 議案第14号 財産の取得
- 議案第15号 財産の取得
- 議案第16号 工事請負契約の締結
- 議案第17号 市道の路線認定
- 議案第18号 延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の制定に関する協議
- 報告第 3 号 平成25年度延岡市繰越明許費繰越計算書の報告
- 報告第 4 号 平成25年度延岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告
- 報告第 5 号 平成25年度延岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告

報告第6号 専決処分の報告

報告第7号 専決処分の報告

報告第8号 専決処分の報告

報告第9号 専決処分の報告

報告第10号 専決処分の報告

議案第5号

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例の制定

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市特別職職員給与条例の一部を改正する条例

延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の項の次に次のように加える。

延岡西臼杵いじめ問題対策専門家 委員会委員	日額	10,000円
--------------------------	----	---------

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

議案第6号

延岡市税条例等の一部を改正する条例の制定

延岡市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市税条例等の一部を改正する条例

(延岡市税条例の一部改正)

第1条 延岡市税条例（平成4年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第18条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第21条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第43条第2項中「施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第46条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第62条及び第64条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第86条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

第86条第2号イ中「1,600円」を「2,400円」に、「4,700円」を「5,900円」

に改め、同条第3号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則第5条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「同法第40条第3項」を「同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則第7条の2及び第7条の3を削る。

附則第11条の2を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第11条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第20条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第20条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第86条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第86条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第32条から第33条までを削り、附則第34条を附則第32条とする。

(延岡市税条例の一部を改正する条例等の一部改正)

第2条 延岡市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第29条の3第2項の改正規定中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

第3条 延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中延岡市税条例附則第33条の改正規定を削る。

附則第1条第2号中「及び第33条」及び「並びに附則第3条第3項の規定」を削る。

附則第3条第3項を削る。

第4条 延岡市税条例及び延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中延岡市税条例附則第7条第4項の改正規定及び附則第7条の2第4項の改正規定を削る。

第1条のうち、延岡市税条例附則第29条の改正規定中「一般株式等に」に」の次に「、「第18条及び第20条」を「第18条第1項及び第2項並びに第20条」に」を加え、同条例附則第29条の2第2項の改正規定中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第1条第2号中「第7条第4項、第7条の2第4項、」を削り、「改正規定」の次に「（附則第30条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

第5条 延岡市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第5項の改正規定及び附則第31条第2項の改正規定を削る。

附則第31条の2の改正規定を次のように改める。

附則第31条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則ただし書中「、第18条」及び「第31条第2項及び」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中延岡市税条例第21条の改正規定及び次条第5項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中延岡市税条例附則第5条の2の改正規定、附則第32条から第33条までを削り、附則第34条を附則第32条とする改正規定及び次条第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中延岡市税条例第86条の改正規定並びに附則第4条及び第6条（第1条の規定による改正後の延岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第20条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中延岡市税条例第18条第5項の改正規定及び次条第3項の規定 平成28年1月1日
- (5) 第1条中延岡市税条例第13条、第43条、第46条第1項及び附則第20条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条（新条例附則第20条に係る部分に限る。）の規定 平成28年4月1日
- (6) 第1条中延岡市税条例第62条及び第64条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条第5項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

- 5 新条例第21条の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第11条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例附則第11条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第11条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第11条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第86条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第20条の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第20条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第86条及び新条例附則第20条の規定の適用については、次

の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第86条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第20条の表以外の部分	第86条	延岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第86条
新条例附則第20条の表第86条第2号アの項	第86条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第86条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

議案第7号

延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例の制定

延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
	円	円	円	円	円	円
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において退職した非常勤消防団員に対して支給された改正前の延岡市非常勤消防団員退職報償金支給条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払いとみなす。

議案第8号

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市火災予防条例の一部を改正する条例

延岡市火災予防条例（昭和48年条例第34号）の一部を次のように改正する。

「第5章 避難管理（第35条—第42条）」を「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をしたうえで使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「第9号及び第9号の2」に改める。

第5章第42条の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重要な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあつては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第49条に次の1号を加える。

- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条を次のように改める。

第50条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の延岡市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は

適用しない。

議案第9号

延岡市浜木綿村条例の一部を改正する条例の制定

延岡市浜木綿村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市浜木綿村条例の一部を改正する条例

延岡市浜木綿村条例（平成18年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

(10) コミュニティホール

第4条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 飲食物の提供に関する業務

(5) 農林水産物、加工品等の展示及び販売に関する業務

第12条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項に次の1号を加える。

(10) コミュニティホール 午前9時から午後6時まで

別表第1ケビンA・Bの項及びケビンCの項中「1棟につき」を「1棟」に改め、同表デイキャンプ場の項中「1区画につき」を「1区画」に改め、同表常設テントの項中「1基につき」を「1基」に改め、同表パークゴルフ場の項中「1人につき」を「1人」に改め、同表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	1面 1時間	
	一般	430円
	児童・生徒	210円
	照明 15分	100円

別表第1体験学習塩田の項中「1人につき」を「1人」に改め、同表ミニシアターの項を次のように改める。

ミニシアター	午前 午前9時から正午まで	4,530円
	午後 午後1時から午後6時まで	6,800円
	夜間 午後6時から午後9時まで	9,070円
	全日 午前9時から午後9時まで	20,410円

同表マリンハウスの項中「1棟につき」を「1日」に改め、同表海水健康プールの項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

器具名	利用料金	
炊事用具	1個	50円

バーベキューコンロ	1台	430円
シャワー	1回 5分	210円
ゴルフ用スティック	1本	50円
テニス用具	一式 1時間	210円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 10 号

延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

延岡市国民健康保険税条例（昭和39年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第22条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の延岡市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 11 号

延岡市須美江家族旅行村条例の一部を改正する条例の制定

延岡市須美江家族旅行村条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡市須美江家族旅行村条例の一部を改正する条例

延岡市須美江家族旅行村条例（昭和59年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第8号及び第9号を次のように改める。

(8) 森林レクリエーション施設 午前9時から午後5時まで。ただし、宿泊のため使用する場合は、午後5時から翌日の午前9時まで

(9) 多目的広場 午前9時から午後5時まで

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 施設

名称	利用料金
ケビン	1戸 5人まで 8,640円 5人を超える場合の1人当たりの追加利用料金 1,080円
台付テント	1基 1,400円
オートキャンプ場	1区画 3,240円
手づくり小屋	1日 3,240円
台付テント炊事棟（宿泊を伴わない場合）	1日 1,080円
オートキャンプ場炊事棟（宿泊を伴わない場合）	1日 1,080円
テニスコート	1面 1時間 一般 430円 児童・生徒 210円
テニスコート照明	1面 30分 200円
パターゴルフ場	1人 18ホール 一般 540円 児童・生徒 320円
シャワー	1回 3分 冷水シャワー 100円 温水シャワー 200円
水族館	1人 一般 310円 児童・生徒 210円

	団体割引（20人以上の場合に限る。）	
	一般	250円
	児童・生徒	150円
森林レクリエーション施設ホール（占有する場合）	1時間	320円
森林レクリエーション施設ホール（宿泊のため使用する場合）	1人 一般	1,620円
	児童・生徒	1,080円
森林レクリエーション施設調理室（占有する場合）	1時間	430円
バーベキュー施設	1基	540円
多目的広場（占有する場合）	1時間	210円

2 器具

名称		利用料金
布団類	1枚	540円
炊事用具	1個	50円
電気器具	1個	320円
食器	1個	50円
テーブル	1台	100円
イス	1脚	50円
バーベキューコンロ	1台	430円
草そり	1台 1時間	100円
一輪車	1台 1時間	100円
とびなわ	1本 1時間	100円
バッテリーカー	1台 3分	100円
テニス用具	一式 1時間	210円
卓球用具	一式 1時間	210円
バドミントン用具	一式 1時間	210円
屋根型テント	1張	540円

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 12 号

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定します。

平成 26 年 6 月 2 日 提出

延岡市長 首 藤 正 治

延岡市都市公園条例の一部を改正する条例

延岡市都市公園条例（昭和43年条例第24号）の一部を次のように改正する。

「野球場

別表第1 妙田公園の項中「野球場」を 南広場 に改める。

北広場」

別表第2の2 有料公園施設使用料の項第2号の表中「天幕」を「テント」に改める。

別表第2の2 有料公園施設使用料の項第4号の表を次のように改める。

(4) 球技場

(単位：円)

区分	午前 8時30分から12時 まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時 まで
一般	3,780	5,400	9,180
児童・生徒	1,890	2,700	4,590

備考

- 1 時間外の使用料は、1時間につき全日料金の2割の額とする。
- 2 全体面積の2分の1以内の面積の部分を使用する場合の使用料は、上記に掲げる使用料の2分の1に相当する額とする。ただし、申請した面積以上の部分を使用したことが判明した場合は、全体面積分の使用料を徴収する。

附属器具

器具名	単位	金額（円）
テント	1組	小 160 大 640
ライン引用装置及び塗料	一式	3,240

別表第2の2 有料公園施設使用料の項第4号の表の次に次の2表を加える。

(4)の2 妙田南広場

(単位：円)

区分	午前 8時30分から12時 まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時 まで
一般	2,640	3,780	6,420

児童・生徒	1,320	1,890	3,210
-------	-------	-------	-------

備考

- 1 時間外の使用料は、1時間につき午後使用料の5分の1に相当する額とする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間とする。

附属器具

器具名	単位	金額（円）
ライン引用装置及び塗料	一式	3,240

(4)の3 妙田北広場

(単位:円)

区分	午前 8時30分から12時 まで	午後 12時から17時まで	全日 8時30分から17時 まで
一般	1,130	1,620	2,750
児童・生徒	560	810	1,370

備考

- 1 時間外の使用料は、1時間につき午後使用料の5分の1に相当する額とする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間とする。

別表第2の2有料公園施設使用料の項第5号の表を次のように改める。

(5) 庭球コート

(単位:円)

区分		9時から21時まで 1面1時間
入場料を徴収し ない場合	一般	430
	児童・生徒	210
入場料を徴収す る場合	一般	860
	児童・生徒	430

備考

- 1 時間外の使用料は、上記に掲げる使用料の額とする。
- 2 1時間未満の端数は、1時間とする。

附属設備

(単位:円)

運営管理棟設備	1回につき	2,160
照明設備	1面15分につき	100

備考

照明設備を使用する場合は、15分未満の端数は、15分とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、平成26年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第13号

宮崎県北部広域行政事務組合同規約の変更に関する協議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、宮崎県北部広域行政事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、組合を組織する団体と協議します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

宮崎県北部広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

宮崎県北部広域行政事務組合規約（平成7年2月3日宮崎県知事許可）の一部を次のように変更する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

附 則

この規約は、宮崎県知事の許可のあった日から施行する。

議案第14号

財産の取得

財産を下記のとおり取得します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

記

財産の名称	移動書架
財産の数量	一式
取得金額	27,216,000円
取得の相手方	延岡市卸本町3番4号 株式会社 スドー 代表取締役 山内 勉

議案第15号

財産の取得

財産を下記のとおり取得します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

記

財産の名称	小型動力ポンプ付積載車
財産の数量	5台
取得金額	29,646,000円
取得の相手方	宮崎市月見ヶ丘七丁目7番地16号 株式会社ヤマトボーデン宮崎店 店長 柳橋 幸治

議案第16号

工事請負契約の締結

工事請負契約を下記のとおり締結します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤 正治

記

工事の名称	消防救急デジタル無線整備無線装置等設置工事
契約金額	691,200,000円
契約の相手方	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 NECネットエスアイ 株式会社 九州支店 支店長 安藤 勝則

議案第17号

市道の路線認定

市道の路線を別紙のとおり認定します。

平成26年6月2日提出


延岡市長 首藤正治


市道認定路線一覧表

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2638	祝子19号線	祝子町	祝子町
		祝子町	
3917	延岡駅東西自由通路線	日の出二丁目	幸町三丁目
		幸町三丁目	
3918	昭和町8号線	昭和町二丁目	昭和町二丁目
		昭和町二丁目	
G728	無田2号線	北川町長井	北川町長井
		北川町長井	

2638

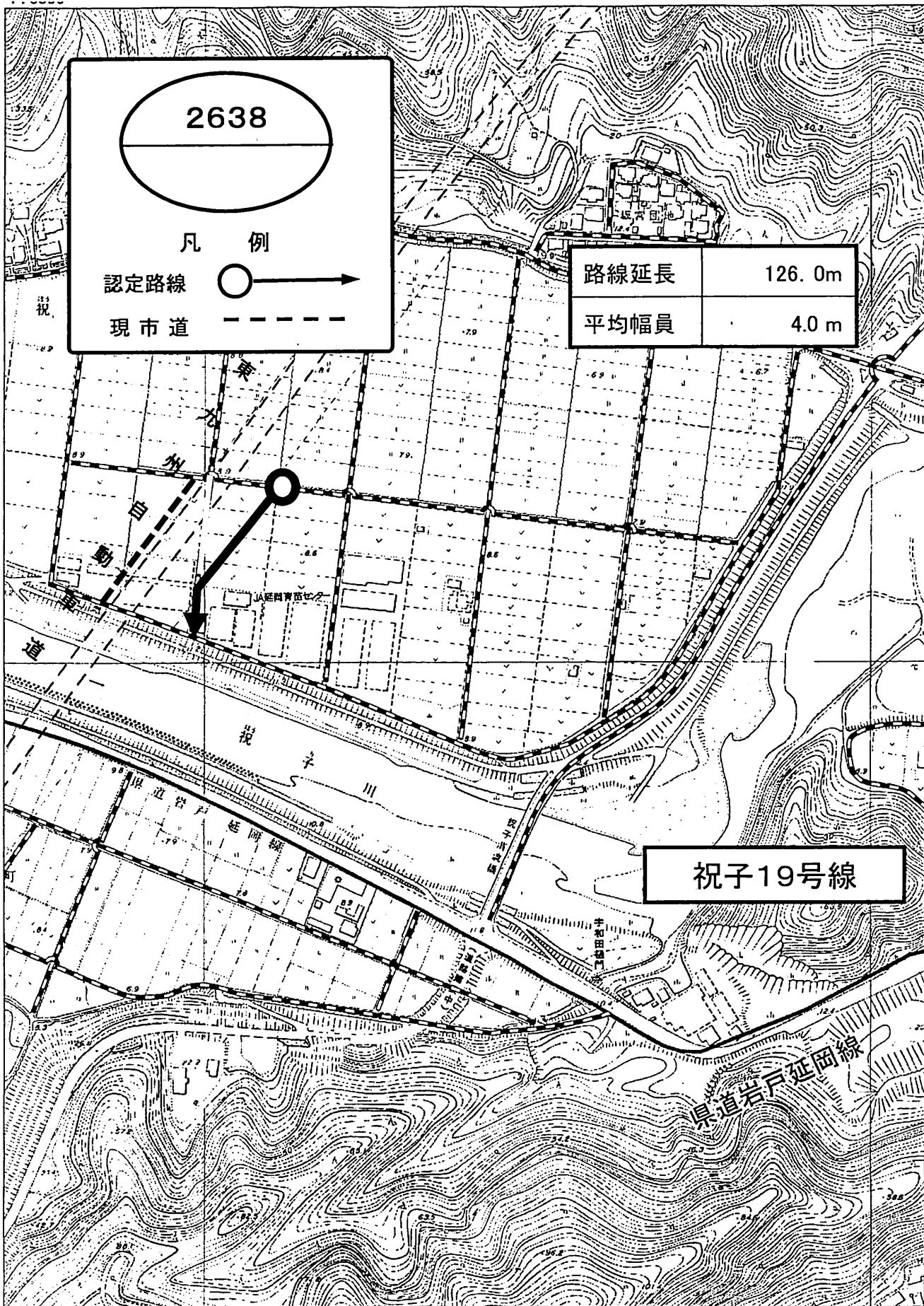
凡 例

認定路線 

現市道 




路線延長	126.0m
平均幅員	4.0m

祝子19号線



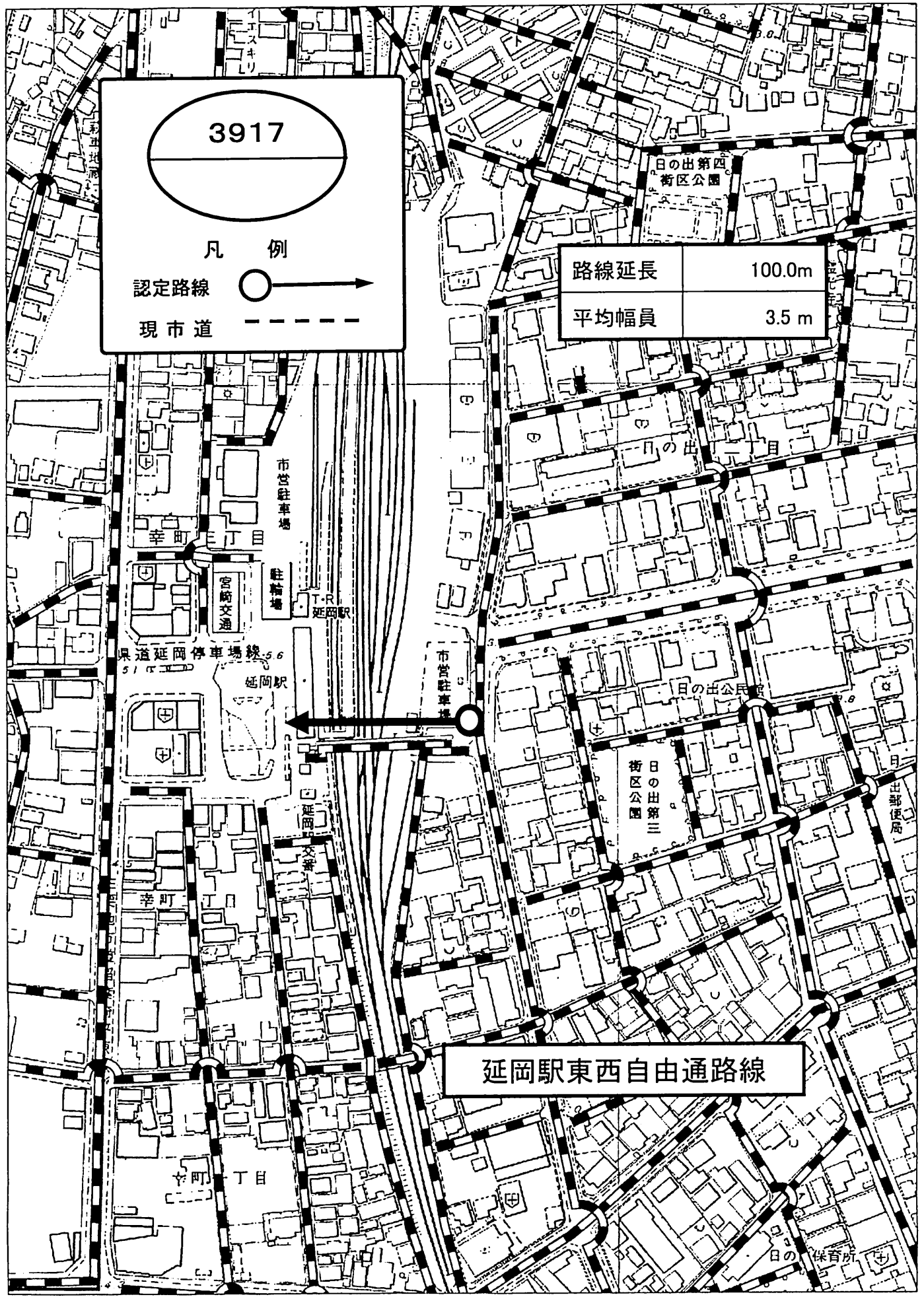
3917

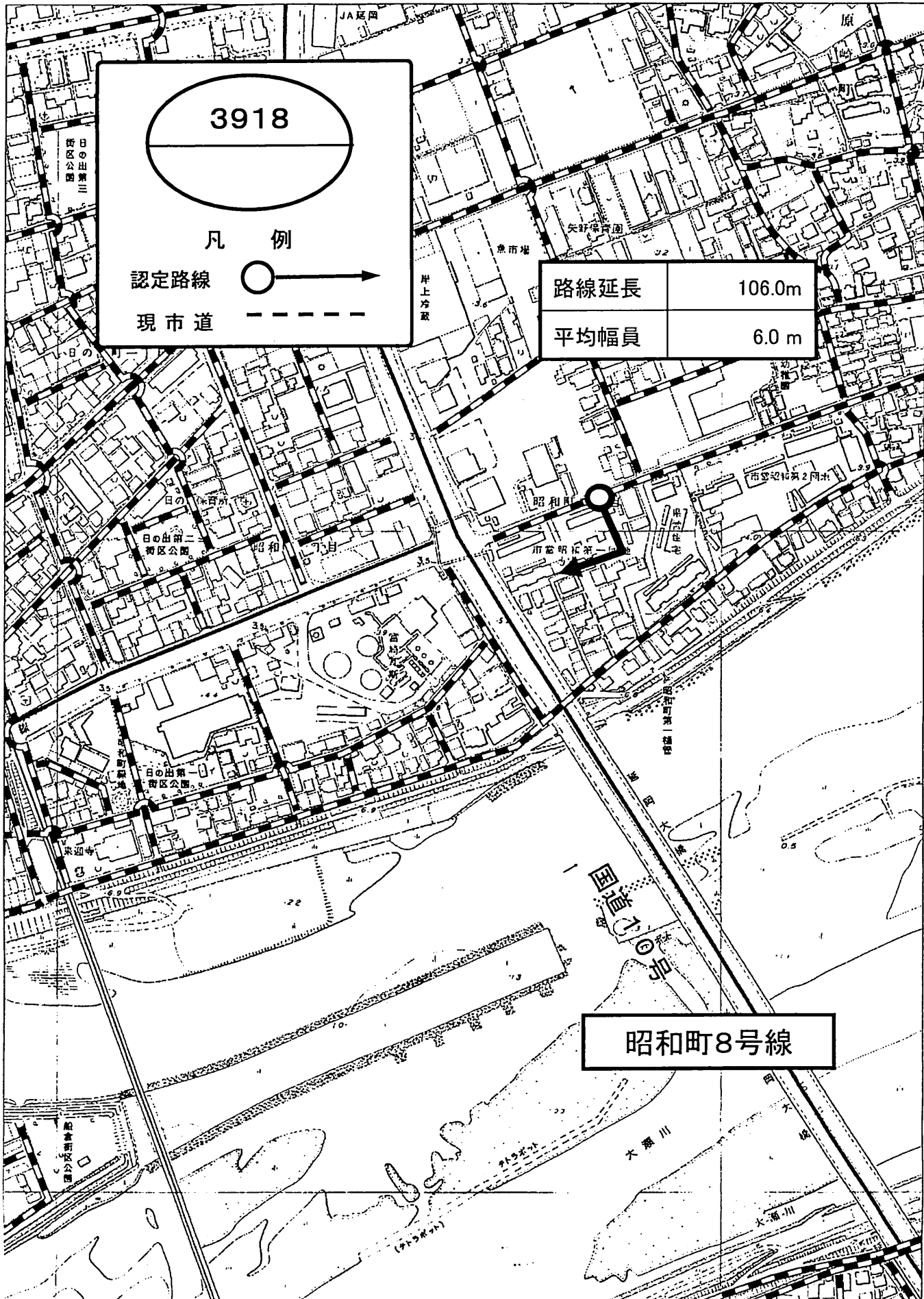
凡例

認定路線  
現市道 

路線延長	100.0m
平均幅員	3.5 m

延岡駅東西自由通路線





3918

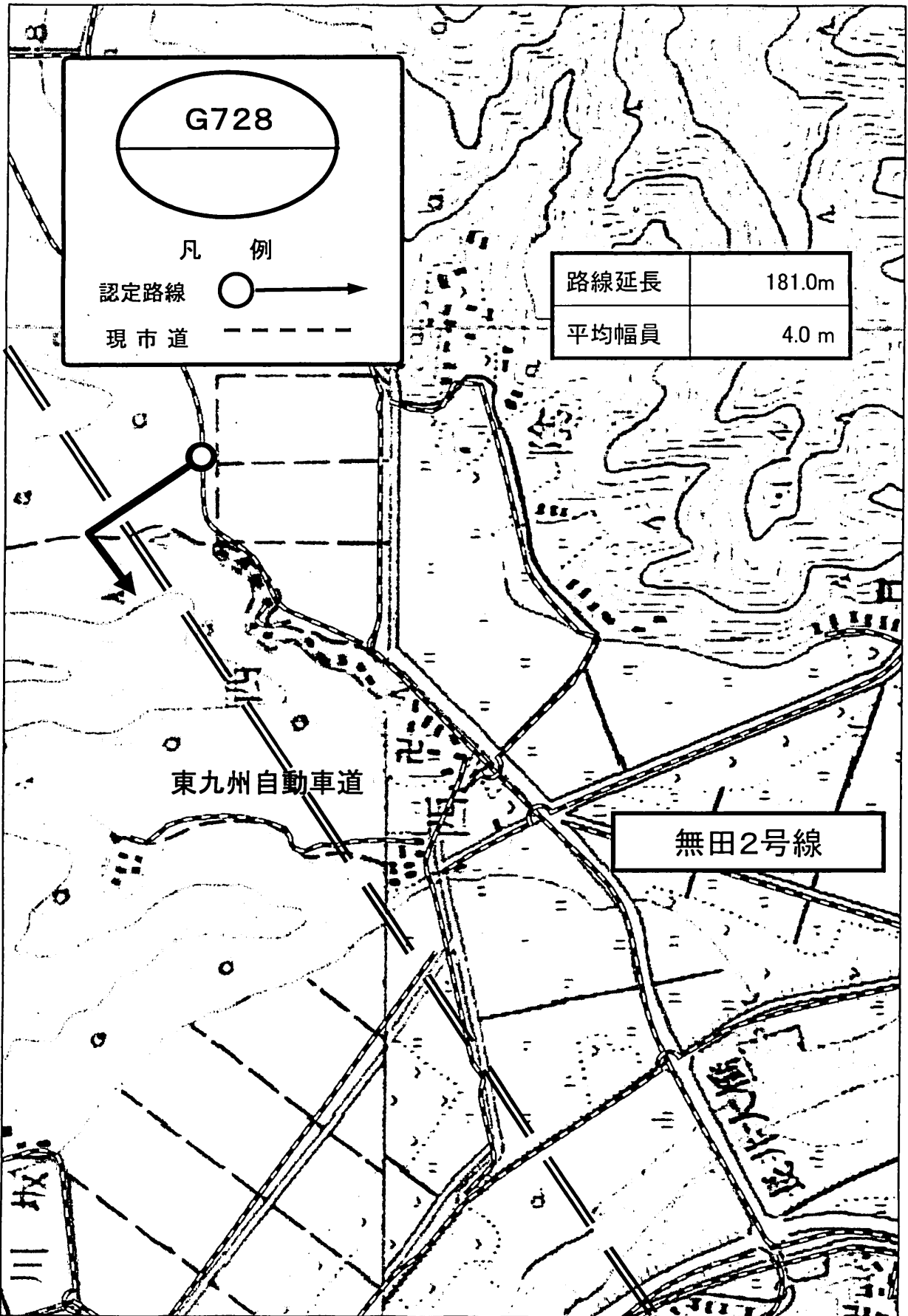
凡 例

認定路線 →

現市道

路線延長	106.0m
平均幅員	6.0 m

昭和田8号線



G728

凡 例

認定路線



現市道



路線延長

181.0m

平均幅員

4.0 m

東九州自動車道

無田2号線

川
坂

坂
大
橋

議案第 18 号

延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約の制定に関する協
議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会を共同設置するため、延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約を別紙のとおり制定することについて、関係普通地方公共団体と協議します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会共同設置規約

(共同設置する市町)

第1条 延岡市、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「関係市町」という。）は、次に掲げる業務を行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して教育委員会の附属機関を設置する。

- (1) 関係市町の教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するために専門的知見から審議を行うこと。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第24条の規定による調査を行う場合において、必要に応じて専門的知見から助言を行うこと。
- (3) 法第28条第1項の規定により重大事態が発生した場合に、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(名称)

第2条 この附属機関は、延岡西臼杵いじめ問題対策専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）という。

(執務場所)

第3条 専門家委員会の執務場所は、延岡市本小路39番地1延岡市教育委員会事務所に置く。

(委員の選任方法)

第4条 専門家委員会の委員（以下「委員」という。）は、関係市町の教育委員会が協議して定める候補者について、延岡市教育委員会が選任する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員の定数は、5人以内とする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、延岡市教育委員会は、10日以内にその旨を高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「関係町」という。）の教育委員会に通知するとともに、第1項の例により後任の委員を選任するものとする。この場合において、後任の委員の任期は、第2項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(事務職員)

第5条 事務職員は、延岡市教育委員会事務局の職員をもって充てる。

(負担金)

第6条 専門家委員会に関する関係市町の負担金の額は、関係市町の協議により決定しなければならない。

2 関係町は、前項の規定による負担金を延岡市に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町の協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第7条 関係市町の教育委員会のうち、特定の市町の教育委員会が専ら当該市町の教育委員会のために専門家委員会をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町は、これに要する経費を前条第1項に規定する負担金とは別に負担するものとする。

(専門家委員会に関する予算)

第8条 専門家委員会に関する延岡市の予算は、一般会計とする。

(専門家委員会に関する決算)

第9条 延岡市教育委員会は、延岡市長が専門家委員会に関する決算を延岡市議会の認定に付したときは、当該決算を関係町の教育委員会に報告しなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第10条 延岡市は、委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃したときは、関係町の長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、専門家委員会の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町の教育委員会が協議して定める。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

報告第3号

平成25年度延岡市繰越明許費繰越計算書の報告

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、下記のとおり平成25年度繰越明許費繰越計算書を調製
しましたので報告します。

平成26年6月2日 提出

延岡市長

首藤正治

記

平成25年度延岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位：円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	1) 社会福祉費	養護老人ホーム若葉荘移転新築施設整備補助事業	30,000,000	30,000,000				30,000,000	
		障がい者自立支援給付支払等システム構築事業	2,722,000	1,803,600		1,251,000		552,600	
	2) 児童福祉費	子ども・子育て会議運営事業	996,000	995,400				995,400	
		子ども・子育て支援新制度電算システム構築事業	11,664,000	11,340,000		11,340,000			
		みつばち乳児保育園園舎改築助成事業	117,675,000	117,610,000		78,407,000		39,203,000	
6 農林水産業費	2) 林業費	可愛岳線整備事業	9,600,000	9,600,000		4,800,000		4,800,000	
		鑑・上赤線整備事業	5,760,000	5,760,000		2,880,000		2,880,000	
		依野・黒原線整備事業	14,400,000	14,400,000		7,200,000		7,200,000	
		岡富山Ⅱ線整備事業	32,390,000	32,390,000		25,305,000		7,085,000	
		県単集落防災事業	2,811,000	1,812,000		1,208,000		604,000	
		森林整備加速化・林業再生事業	22,500,000	22,500,000		22,500,000			
		下鹿川・上鹿川線整備事業	10,000,000	6,562,912	62,912		6,500,000		
	3) 水産業費	漁港修築事業負担金	38,200,000	29,143,000			13,800,000	15,343,000	
7 商工費	1) 商工費	中心市街地プロジェクト推進事業	24,208,000	24,207,500			21,000,000	3,207,500	
8 土木費	2) 道路橋梁費	藤迫野鶴線道路改良事業	29,521,000	29,521,000		16,237,000	12,400,000	884,000	
		岡元線外道路改良事業	3,200,000	3,200,000		1,485,000		1,715,000	
		三須小野線道路改良事業	11,401,000	10,054,599		6,299,000		3,755,599	
		山口松瀬線道路改良事業	7,748,000	7,748,000		4,262,000	2,200,000	1,286,000	
		柳瀬駄小屋線道路改良事業	14,980,000	14,980,000		8,239,000	4,300,000	2,441,000	
		道路新設改良事業	14,685,000	11,562,683				11,562,683	
		八幡森平の内線道路改良事業	5,202,000	5,202,000			4,200,000	1,002,000	

平成25年度延岡市一般会計繰越明許費繰越計算書

[単位：円]

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
	3) 河川費	県急傾斜地崩壊対策事業負担金	14,600,000	14,600,000					14,600,000	
	4) 港湾費	県港湾関係事業負担金	9,000,000	9,000,000			7,500,000		1,500,000	
	5) 都市計画費	岡富古川土地区画整理事業	92,463,000	46,318,488		20,365,000			25,953,488	
	6) 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業		24,400,000	24,400,000		10,170,000			14,230,000
		住環境向上事業		6,500,000	6,500,000		2,151,000			4,349,000
		公営住宅等整備事業（昭和町第1団地）		20,788,000	20,788,000		9,073,000			11,715,000
9 消防費	1) 消防費	消防救急デジタル無線整備事業	181,627,000	160,477,000	76,000		160,400,000		1,000	
10 教育費	2) 小学校費	小中一貫校整備事業（上南方地区）	44,600,000	44,600,000					44,600,000	
	3) 中学校費	小中一貫校整備事業（黒岩地区）	26,444,000	26,444,000		6,688,000	13,300,000		6,456,000	
		小中一貫校整備事業（上南方地区）	280,255,000	280,255,000		91,869,000	183,700,000		4,686,000	
11 災害復旧費	1) 農林水産施設災害復旧費	林道災害復旧事業	24,275,000	18,022,000		9,247,000	3,800,000		4,975,000	
	2) 土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	19,122,000	10,767,000	96,000	6,456,000	3,100,000		1,115,000	
合 計			1,153,737,000	1,052,564,182	234,912	347,432,000	436,200,000		268,697,270	

報告第4号

平成25年度延岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、下記のとおり平成25年度予算繰越計算書を調製しましたので報告します。

平成26年6月2日 提出

延岡市長 首藤正治

記

平成25年度 延岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

[単位:円]

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	説 明
						地 方 債	国庫支出金	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的 支 出	建設 改良費	浄水施設 整備事業	275,398,000	188,503,325	84,000,000	50,000,000	17,500,000	16,500,000	2,894,675	他工事との工程調 整等のため翌年度 にわたる契約工期 となった。	
		統合簡易水道 施設整備事業	177,143,000	63,976,900	104,548,000	68,300,000	23,017,000	13,231,000	8,618,100		
		簡易水道施設 整備事業	52,993,000	45,881,716	6,145,000			6,145,000	966,284		
		簡易水道施設 維持管理事業	15,400,000	13,498,250	1,700,000			1,700,000	201,750		
合 計			520,934,000	311,860,191	196,393,000	118,300,000	40,517,000	37,576,000	12,680,809		

報告第5号

平成 25 年度延岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり平成 25 年度予算繰越計算書を調製しましたので報告します。

平成 26 年 6 月 2 日 提出

延 岡 市 長 首 藤 正 治

記

平成25年度 延岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

[単位:円]

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産の 購入限度額	備考
						地 方 債	国庫支出金	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	公共下水道事業 (補 助)	941,580,000	290,917,050	650,662,950	254,200,000	239,504,000	156,958,950			他工事との関連 で、日程調整及 び施工手順の 見直しが必要と なったことから不 測の日数を要し たこと等による。
		公共下水道事業 (単 独)	203,515,000	183,672,833	19,305,061	12,800,000		6,505,061	537,106		
合 計			1,145,095,000	474,589,883	669,968,011	267,000,000	239,504,000	163,464,011	537,106		

報告第6号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月9日

延岡市長 首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	東諸県郡国富町深年6630番地 福元 一男
損害賠償額	249,236円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成26年4月10日 午前10時頃
事故発生場所	宮崎市橘通西交差点付近
事故の概況	本市職員が公用車を運転中、相手方運転の車両に追突し、同車両を損傷させたもの。

報告第7号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月19日

延岡市長 首藤 正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市愛宕町三丁目143番地2 宮崎県警察本部 延岡警察署長 厚山 善光
損害賠償額	27,432円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成26年4月15日 午後6時19分頃
事故発生場所	延岡市桜園町169番地先路上
事故の概況	消防団が桜園町建物火災現場に出場し、現場で消防団車両を後退させた際、車両後方に駐車していた相手方車両に接触し、同車両を破損させたもの。

報告第8号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月19日

延岡市長 首藤正治

物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市北新小路6番地11 甲斐 絹子
損害賠償額	8,216円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成26年4月7日 午前10時頃
事故発生場所	延岡市北新小路6番地11地先
事故の概況	街路樹にトラックが接触し、根腐れしていた街路樹が倒れ、相手方所有の家屋の一部に接触し、損害を与えたもの。

報告第9号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月19日

延岡市長 首藤正治

車両損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市川原崎町29番地6 甲斐 敏明
損害賠償額	49,042円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成26年4月7日 午前10時頃
事故発生場所	延岡市北新小路6番地11地先
事故の概況	街路樹にトラックが接触し、根腐れしていた街路樹が倒れ、相手方所有の車両の一部に接触し、損害を与えたもの。

報告第10号

専決処分の報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告します。

平成26年6月2日提出

延岡市長 首藤正治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成26年5月19日

延岡市長 首藤正治

物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定

相手方	延岡市長浜町三丁目4489番地38 西村 覚
損害賠償額	71,712円
和解事項	本件事故の損害賠償額は上に記載する額とし、当事者間においては、示談書に定めるもの以外に何ら債権債務が存在しないことを相互に確認する。
事故発生日時	平成26年4月25日 午前10時30分頃
事故発生場所	延岡市昭和町二丁目90番地
事故の概況	本市職員がカーブミラーの調整を行うため、軽ダンプのリフト機能を使用して荷台を上昇させたところ、相手方所有のカーポートの屋根に接触し、損害を与えたもの。

平成26年6月定例市議会議案集（その2）

（平成26年6月10日提出）

議案第19号 工事請負契約の締結

議案第19号

工事請負契約の締結

工事請負契約を下記のとおり締結します。

平成26年6月10日提出

延岡市長 首藤正治

記

工事の名称	南方中学校校舎改築 建築主体工事
契約金額	204,120,000円
契約の相手方	不二・那智特定建設工事共同企業体 (代表構成員) 延岡市平原町一丁目79番地4 不二建設株式会社 代表取締役 佐藤雄二 (第1構成員) 延岡市川島町899番地7 有限会社那智建設 代表取締役 後藤喜久雄